

## 重要事項説明書

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

### 1 施設の概要

#### (1) 設置者

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 名称   | 社会福祉法人わたげのほし                        |
| 住所   | 長崎市花園町7番17号                         |
| 電話番号 | 電話 095-861-7774<br>FAX 095-861-7664 |
| 代表者  | 理事長 山崎 稔                            |

#### (2) 施設

|       |  |                       |                      |
|-------|--|-----------------------|----------------------|
| 名称    | 社会福祉法人わたげのほし 花園こども園                        |                       |                      |
| 住所    | 長崎市花園町7番17号                                |                       |                      |
| 電話番号  | 電話 095-861-7774<br>FAX 095-861-7664        |                       |                      |
| 施設長   | 園長 高比良 英子                                  |                       |                      |
| 対象児童  | 子ども・子育て支援法の定めるところにより1号・2号・3号認定を受けた児童       |                       |                      |
| 定員    | 1号認定 6人、2号認定 45人<br>3号認定 0歳児 9人、1・2歳児 30人  |                       |                      |
| 利用定員  | 1号認定 15人、2号認定 33人<br>3号認定 0才児 5人、1・2才児 22人 |                       |                      |
| 開設年月日 | 昭和50年 5月 1日                                |                       |                      |
| 敷地    | 敷地全体                                       | 821.51 m <sup>2</sup> |                      |
|       | 園庭   | 380.08 m <sup>2</sup> |                      |
| 園舎    | 構造   | 鉄筋コンクリート造 2階建         |                      |
|       | 延べ面積                                       | 762.41 m <sup>2</sup> |                      |
|       | 保育室等                                       | 乳児室 0歳児               | 22.99 m <sup>2</sup> |
|       |  | ほふく室 1歳児              | 73.28 m <sup>2</sup> |
|       |  | 保育室 2歳児               | 47.72 m <sup>2</sup> |
| 3歳児   |  |                       | 28.78 m <sup>2</sup> |
| 4歳児   |  |                       | 46.39 m <sup>2</sup> |
| 5歳児   | 87.31 m <sup>2</sup>                       |                       |                      |
| その他   | 医務室、便所、調理室、事務室                             |                       |                      |

## 2 目的及び運営方針

### (1) 目的

ア 地域のこども園として、保護者の就労を支援すると共に子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、その生活時間の大半を過ごす場である為、花園こども園の教育・保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うよう目指す。

- (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

イ 入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、こども園の特性や保育教諭等の専門性を生かして、その援助に当たる。

### (2) 運営方針

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて教育保育を行う。その際、子どもの個人差に十分配慮する。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするように援助する。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

### 3 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

| 職種    | 人数 | 正規(常勤)職員 | 非常勤職員 | 備考         |
|-------|----|----------|-------|------------|
| 園長    | 1  | 1        |       |            |
| 副園長   | 1  | 1        |       |            |
| 保育教諭  | 16 | 10       | 6     | 主幹保育教諭1名含む |
| 看護師   | 1  |          | 1     |            |
| 調理師   | 2  | 2        |       |            |
| 調理補助  | 1  |          | 1     |            |
| 事務    | 2  | 2        |       |            |
| 用務    | 1  |          | 1     |            |
| 交通指導員 | 2  |          | 2     |            |

#### 【勤務体制】

| 職種                 | 勤務時間帯 |   |                        |
|--------------------|-------|---|------------------------|
| 園長                 | 勤務時間帯 |   | 8:30~17:30             |
| 副園長<br>主幹・<br>保育教諭 | 勤務時間帯 | A | 7:00~16:00             |
|                    |       | B | 7:30~16:30             |
|                    |       | C | 8:00~17:00             |
|                    |       | D | 8:30~17:30             |
|                    |       | E | 8:45~17:45             |
|                    |       | F | 9:00~18:00             |
|                    |       | G | 9:00~19:00             |
| 看護師                | 勤務時間帯 |   | 9:00~13:00             |
| 調理師                | 勤務時間帯 |   | 8:00~17:00             |
| 調理師(非常勤)           | 勤務時間帯 |   | 8:00~15:00             |
| 事務                 | 勤務時間帯 |   | 8:30~17:30             |
| 用務                 | 勤務時間帯 |   | 7:00~11:00             |
| 交通誘導員              | 勤務時間帯 |   | 7:45~ 9:15 16:15~18:00 |

### 4 開所時間等

(1) 1号認定 別紙記載の通り

## (2) 2号・3号認定

|         |              |
|---------|--------------|
| 開所時間等   | 月曜日から土曜日     |
| 開所時間    | 7時～19時       |
| 保育標準時間帯 | 7時～18時       |
| 保育短時間帯  | 8時30分～16時30分 |

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは時間外保育又は延長保育となります。  
開所時間を越えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

## (3) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 年末年始 12月29日から1月3日まで
- ④ 悪天候による災害警報発令時やウイルス感染対策等で、お休みして頂くようお願いする場合があります。

## 5 利用料金及び納付方法

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）（3号認定）

長崎市の規則に基づく利用者負担額  
原則、口座振替をお願いします。

### (2) 給食費（副食費）（1号・2号認定）

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定、2号認定  
子どもに係る給食費を負担していただきます。  
原則、口座振替をお願いします。

| 認定区分       | 給食費(副食費：月額) |
|------------|-------------|
| 1号認定       | 4,800円      |
| 1号認定(満3歳児) | 5,300円      |
| 2号認定       | 5,800円      |

※1号認定の方で おやつを利用した場合は、1回につき50円を月末締めで  
翌月分の副食費と合わせて請求させていただきます。

### (3) ●延長保育料（18時～19時）

1時間 300円

### ●時間外保育料（短時間保育利用の方のみ）

7時～8時30分又は16時30分～18時の中でオーバーした時間の合計が  
1時間未満 200円 1時間以上 400円

料金が発生した際に月末締めで請求を致しますので、現金にてこども園へ  
お支払いください

(4) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・ 保険（スポーツ振興）
- ・ 行事に係る費用

※詳細は 11 利用者に対するの保険等 一覧表の通り

随時、園長が指定しますので、こども園へ現金にてお支払いください。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結している。

(1) 内科

|       |              |
|-------|--------------|
| 医療機関名 | ながすえ小児科      |
| 院長名   | 永末 俊郎        |
| 所在地   | 長崎市竹の久保町1-1  |
| 電話番号  | 095-862-8888 |

(2) 歯科

|       |              |
|-------|--------------|
| 医療機関名 | 平田歯科         |
| 院長名   | 平田 義章        |
| 所在地   | 長崎市若草町4-32   |
| 電話番号  | 095-844-6847 |

(3) 学校薬剤師

|      |              |
|------|--------------|
| 勤務先  | アイビー薬局       |
| 薬剤師名 | 松尾 佳         |
| 所在地  | 長崎市昭和町3-2-4  |
| 電話番号 | 095-894-9262 |

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（家庭生活調書に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当こども園の嘱託医に受診することがあります。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

|                |       |                   |
|----------------|-------|-------------------|
| 当園における<br>相談窓口 | 受付担当者 | 久我 あかね            |
|                | 利用時間  | 9:00~17:00        |
|                | 電話番号  | 095-861-7774      |
|                | FAX   | 095-861-7664      |
| 第三者委員          | 神林 光子 | 電話番号 095-861-6522 |
|                | 堤 雅子  | 電話番号 095-821-3378 |

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しています。

10 非常災害時の対応

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途定める消防計画書により対応します   |
| 防災設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・屋外避難階段 有</li> </ul> |
| 避難・消火訓練 | 毎月1回（北消防署立会による訓練指導年1回）   |
| 不審者訓練   | 年1回以上  |

11 利用者に対するの保険等

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」 |
| 保険の内容 | 施設の管理下での災害に対する給付       |
| 保険金額  | 240円（年額）               |

利用者実費負担内容

| 全園児                   | 3・4・5歳児   | 5歳児のみ             |
|-----------------------|---|-------------------|
| 後援会費・絵本代              | 園外保育交通費・おたより帳<br>園外保育の入場料等必要経費<br>昼食用六角箸代<br>(2歳児後期～進級時年1回) | 茶道指導料<br>市民プール使用料 |
| ※必要に応じて 帽子・おたより帳ホルダー等 |   |                   |